

公益財団法人堺市学校給食協会理事長等の報酬等に関する規程

平成25年5月1日 制定

令和6年4月1日 改定

(趣 旨)

第1条 この規程は、公益財団法人堺市学校給食協会の理事長等の報酬等に関し必要な事項を定める。

(報酬支給範囲)

第2条 この規程により報酬及び費用弁償を支給することができる者は、理事長、理事長以外の理事、監事並びに評議員とする。ただし、堺市職員については、この限りではない。

(報 酬)

第3条 報酬は、別表のとおり支給する。

(報酬の支給方法)

第4条 報酬を月額で支給する場合は、その職に就任した日から支給し、離職したときはその日まで、死亡したときはその月までそれぞれ支給する。

2 理事会及び評議員会への出席により報酬を日額で支給する場合は、その都度支給する。

(費用弁償)

第5条 理事長には、通勤に要する費用の額を費用弁償として支給する。

(委 任)

第6条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年5月1日から施行し、平成25年5月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成29年4月1日から施行する。(平成30年3月29日付)

附 則
この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成31年1月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、令和4年1月1日から施行する。

附 則
この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、令和5年1月1日から施行する。

附 則
この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、令和6年1月1日から施行する。

附 則
この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

役 職 名 等	報 酬
理 事 長	月額 591,200 円
監 事	年額 355,000 円
理事長以外の理事が理事会に出席した場合	日額 10,200 円
評議員が評議員会に出席した場合	日額 10,200 円
理事長以外の理事及び評議員が別途会議等に出席した場合	日額 10,200 円